

知って  
おきたい

# みんなの年金ガイド

## 扶養親族等申告書の提出について

今月の年金相談

12月15日(木)

10:30～12:00

13:00～15:30

完全予約制

12月9日(金)までに申し込みください

第1・2会議室

### ○所得税の課税対象となる方に順次発送されています

- ・老齢年金には、「雑所得」として「所得税および復興特別所得税」がかかります。
- ・所得税の課税対象となる方が各種控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。(障害年金、遺族年金には税金はかかりません。)

### Q. 各種控除を受けるための「扶養親族等申告書」はどのような人に送られているの？

→Ans.「扶養親族等申告書」は、以下の①と②の両方に該当する方に送付されます。

- ①老齢または退職を支給事由とする年金を受けている方
- ②受け取っている年金額が65歳未満で108万円以上、65歳以上で158万円以上ある方

※退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合は、退職共済年金の年金額が80万円以上ある方

### Q. 提出しないとどうなるの？

→Ans.各種控除を受けられません。さらに、源泉徴収税率も変わります！

年金に係る所得税額および復興特別所得税額の計算は、課税対象となる方が提出された「扶養親族等申告書」をもとに行われています。

「扶養親族等申告書」を提出されない場合は、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率も異なります。「昨年から変更がない・扶養親族がない・期限を過ぎてしまった」という方も必ずご提出ください。

### Q. いつ発送されるの？

→Ans.対象となる方へ平成28年8月下旬より順次発送されています。

### Q. 「扶養親族等申告書」が届いたらどうすればいいの？

→Ans.「扶養親族等申告書」に書き方を説明した手引きが同封されていますので、よく読み記入してください。

書き方が不明な場合、八雲町役場・落部支所・熊石総合支所・相沼泊川出張所でもご案内しています。



● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係(窓口5番)		☎0137-62-2112(内線245)
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。